

令和7年2月通常会議
議案第69号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日
都市計画部 住宅政策課

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について



1. 改正の概要

- ①住宅セーフティネット法の一部改正に伴う条例改正（P 3）
- ②市営住宅の用途廃止に伴う条例改正（P 4）

2. 施行日

- ①公布の日又は住宅確保要配慮に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）附則第1条に掲げる規定の施行の日（**公布の日から起算して1年6か月を超えないの範囲内**）のいずれか遅い日から施行する。
- ②公布の日から施行する。

①住宅セーフティネット法の一部改正に伴う 条例改正

1. 条例改正の経緯

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の一部改正により、条例で引用している「居住支援法人」に関する規定が繰り下げられたことから、条ずれの整理を行う。

2. 改正の内容

改正前

●第10条第4項第1号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）**第40条**に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

改正後

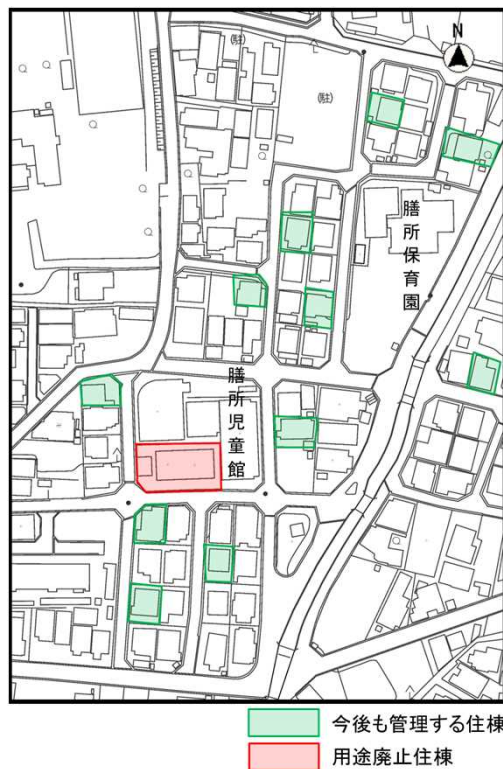
●第10条第4項第1号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）**第59条**に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

②市営住宅の用途廃止に伴う条例改正

1. 昭和第三団地

- 所在地
大津市昭和町 1 4 番
- 建設年度
昭和 5 2 年度
- 構造
簡易耐火構造平屋建て
- 用途廃止戸数
5 戸



2. 用途廃止後の市営住宅の管理戸数

2, 780 戸 ⇒ 2, 775 戸 (令和 7 年 3 月 31 日時点)

《参考》

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 新旧対照表（①条ずれ）



大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 昭和63年12月24日 条例第25号 （入居の手続） 第10条（略） 2及び3（略） 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる入居決定者が次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が適当と認める者と保証委託契約（家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる債務の保証を入居者が委託することを内容とする契約をいう。）を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 （1） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）<u>第40条</u>に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人 （2） （略） 5及び6 （略）	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 昭和63年12月24日 条例第25号 （入居の手続） 第10条（略） 2及び3（略） 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる入居決定者が次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が適当と認める者と保証委託契約（家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる債務の保証を入居者が委託することを内容とする契約をいう。）を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 （1） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）<u>第59条</u>に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人 （2） （略） 5及び6 （略） <u>附則</u> <u>この条例は、公布の日又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）附則第1条に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u>

《参考》

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例 新旧対照表（②用途廃止）



大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
下龍華団地	大津市伊香立下龍華町584番ほか	7	下龍華団地	大津市伊香立下龍華町584番ほか	7
坂本南団地	大津市坂本六丁目9番ほか	20	坂本南団地	大津市坂本六丁目9番ほか	20
九条団地	大津市坂本七丁目5番ほか	25	九条団地	大津市坂本七丁目5番ほか	25
笠ノ岡団地	大津市坂本八丁目2番ほか	23	笠ノ岡団地	大津市坂本八丁目2番ほか	23
皇子が丘第一団地	大津市錦織一丁目5番	52	皇子が丘第一団地	大津市錦織一丁目5番	52
皇子が丘第二団地	大津市皇子が丘一丁目7番ほか	55	皇子が丘第二団地	大津市皇子が丘一丁目7番ほか	55
蟹川団地	大津市音羽台8番	18	蟹川団地	大津市音羽台8番	18
昭和第二団地	大津市西の庄15番	58	昭和第二団地	大津市西の庄15番	58
昭和第三団地	大津市昭和町5番ほか	16	昭和第三団地	大津市昭和町5番ほか	11
栗津第一団地	大津市御殿浜6番ほか	112	栗津第一団地	大津市御殿浜6番ほか	112
			(省略)		
			<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		